

令和元年6月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

6月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

| | | |
|----------|--|----|
| 議案第 29 号 | 八戸市学校給食審議会委員の委嘱について | 1 |
| 議案第 30 号 | 八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | 3 |
| 議案第 31 号 | 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について | 7 |
| 議案第 32 号 | 八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について | 11 |
| 議案第 33 号 | 八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | 15 |
| 議案第 34 号 | 八戸市子ども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | 19 |
| 議案第 35 号 | 八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | 23 |

議案第29号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和元年6月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

| 氏 名 | 推薦団体（役職等） |
|---------------------|-----------------------|
| ごとう たかし 後藤 高志 | 八戸市学校保健会（評議員） |
| たかはし ひでとも 高橋 秀知 | 一般社団法人八戸市医師会（理事） |
| つかもと しゅんいち 柄本 俊一 | 八戸歯科医師会（学校歯科委員会委員） |
| こいけ ともひこ 小池 智彦 | 八戸市学校薬剤師会（会長） |
| いしい あつこ 石井 敦子 | 八戸市保健所（衛生課長） |
| あきやま まさこ 秋山 政子 | 八戸市小学校長会（八戸市立白銀小学校長） |
| かめたに たかこ 亀谷 孝子 | 八戸市小学校長会（八戸市立多賀台小学校長） |
| まちだ しんいち 町田 晋一 | 八戸市小学校長会（八戸市立豊崎小学校長） |
| きむら かずと 木村 一夫 | 八戸市中学校長会（八戸市立根城中学校長） |
| くまがい せいじ 熊谷 誠二 | 八戸市中学校長会（八戸市立島守中学校長） |
| かわかみ あつし 川上 敦史 | 八戸市連合父母と教師の会（副会長） |
| やまこ たいすけ 山子 泰典 | 八戸市連合父母と教師の会（副会長） |
| おざわ かずまさ 小澤 一雅 | 八戸市連合父母と教師の会（監事） |
| ひあたり としふみ 日當 敏文 | 八戸市連合父母と教師の会（監事） |
| まついし とおる 松石 徹 | 八戸市連合父母と教師の会（理事） |
| ふじむら ゆきこ 藤村 幸子 | 公募委員 |
| かさい ひろこ 葛西 浩子 | 公募委員 |

任期は、令和元年7月1日から令和3年6月30日までとする。

議案第30号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年6月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

健康増進法の一部改正に伴い規定の整備をするためのものである。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条中第6号を第7号とし、同条第5号中「喫煙し、その他」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 公民館の施設及び敷地内において喫煙すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(行為の禁止)</p> <p>第15条 公民館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 公民館の施設及び敷地内において喫煙すること。</u></p> <p><u>(6) 所定の場所以外において火気を使用すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> | <p>(行為の禁止)</p> <p>第15条 公民館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> |

議案第31号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年6月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

健康増進法の一部改正に伴い規定の整備をするためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第7号を第8号とし、同項第6号中「喫煙し、その他」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 縄文館の施設及び敷地内において喫煙すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(行為の禁止)</p> <p>第8条 縄文館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 縄文館の施設及び敷地内において喫煙すること。</u></p> <p><u>(7) 所定の場所以外において火気を使用すること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(行為の禁止)</p> <p>第8条 縄文館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> |

議案第32号

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年6月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

健康増進法の一部改正に伴い規定の整備をするためのものである。

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則（平成元年八戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中第6号を第7号とし、同条第5号中「喫煙し、その他」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) センターの施設及び敷地内において喫煙すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(行為の禁止)</p> <p>第10条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) センターの施設及び敷地内において喫煙すること。</u></p> <p><u>(6) 所定の場所以外において火気を使用すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> | <p>(行為の禁止)</p> <p>第10条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> |

議案第33号

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年6月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

健康増進法の一部改正に伴い規定の整備をするためのものである。

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市視聴覚センター条例施行規則（昭和55年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中第6号を第7号とし、同条第5号中「喫煙し、その他」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 科学館の施設及び敷地内において喫煙すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(行為の禁止)</p> <p>第14条 科学館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 科学館の施設及び敷地内において喫煙すること。</u></p> <p><u>(6) 所定の場所以外において火気を使用すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> | <p>(行為の禁止)</p> <p>第14条 科学館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> |

議案第34号

八戸市こども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市こども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年6月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

健康増進法の一部改正に伴い規定の整備をするためのものである。

八戸市こども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市こども支援センター条例施行規則（平成27年八戸市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、同条第5号中「喫煙し、その他」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) センターの施設及び敷地内において喫煙すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

八戸市こども支援センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) センターの施設及び敷地内において喫煙すること。</u></p> <p><u>(6) 所定の場所以外において火気を使用すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> | <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> |

議案第35号

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年6月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

健康増進法の一部改正に伴い規定の整備をするためのものである。

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市博物館条例施行規則（昭和61年八戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「八戸市史跡根城の広場」の次に「（以下この条において「八戸市博物館等」という。）」を加え、第7号を第8号とし、同項第6号中「喫煙し、その他」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 八戸市博物館等の施設及び敷地内において喫煙すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(行為の禁止)</p> <p>第8条 八戸市博物館、八戸市南郷歴史民俗資料館及び八戸市史跡根城の広場 <u>(以下この条において「八戸市博物館等」という。)</u> においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 八戸市博物館等の施設及び敷地内において喫煙すること。</u></p> <p><u>(7) 所定の場所以外において火気を使用すること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(行為の禁止)</p> <p>第8条 八戸市博物館、八戸市南郷歴史民俗資料館及び八戸市史跡根城の広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> |